

2006年5月26日

F D K株式会社

各 位

会社名 F D K株式会社  
代表者 代表取締役社長 杉本俊春  
(コード番号 6955 東証第一部)  
問合せ先 総務部長 成重靖浩  
( T E L 03-3434-1271 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月29日に開催予定の第77回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

#### 記

##### 1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第87号、以下「整備法」という。)が本年5月1日に施行されたことなどに伴い、所要の変更を行なうものです。

「整備法」をもって、株主総会の決議を得ることなく定款に定めがあるとみなされた事項につき、あらためて定款に反映させるため、規定を新設するものです。(変更案第4条、第7条)  
株主の皆様の利便性を高め、コストの削減を図ることを目的として、インターネットを利用した株主総会参考書類等の開示を可能とするため、規定を新設するものです。(変更案第24条)  
必要が生じた場合に機動的な取締役会決議が行なえるよう、書面による取締役会決議を可能とするため、規定を新設するものです。(変更案第33条)

社外取締役および社外監査役に相応しい有能な人材を引き続き招聘できるよう、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするとともに、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を法令の範囲内で軽減することを可能とするため、規定を新設するものです。(変更案第35条、第41条、第42条)

なお、変更案第35条の新設を内容とする本議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

その他「会社法」施行に伴う用語の変更を行なうものです。

(2) 当社の公告方法をより周知性の高い方法である電子公告とし、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の予備的公告方法を定めるため、規定を変更するものです。(変更案第5条)

(3) その他、条文の新設、削除に伴い、条数の変更を行なうとともに、表現を一部あらためるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 (省略)	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 (省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第 3 条 (省略)	(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)
(新 設)	(機関) <u>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
(公告の方法) <u>第 4 条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) <u>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、5 億 4,000 万株とし、このうち 5 億 1,000 万株は普通株式、3,000 万株は優先株式とする。 <u>ただし、株式の消却が行なわれた場合、または優先株式につき普通株式への転換が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5 億 4,000 万株とし、このうち 5 億 1,000 万株は普通株式、3,000 万株は優先株式とする。
(新 設)	(株券の発行) <u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>	(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式の数) 第 7 条 当社の <u>1単元の株式の数は、全ての種類の株式につき 1,000 株とする。</u>	(単元株式数) 第 9 条 当社の <u>単元株式数は、全ての種類の株式につき 1,000 株とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 単元未満株券の不発行 )</p> <p>第8条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>( 名義書換代理人 )</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u>  <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u>  <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>および<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>( 株式取扱規則 )</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱および手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>( 基準日 )</p> <p>第11条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、<u>その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u>  <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告し、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とみなすことができる。</u></p>	<p>( 単元未満株券の不発行 )</p> <p>第 10 条 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式にかかわる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>( 株主名簿管理人 )</p> <p>第 11 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>  <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</u>  <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u><u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>( 株式取扱規則 )</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱および手数料については、<u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>( 削 除 )</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 の 2 優 先 株 式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第12条 当社は、<u>第38条に定める利益配当</u>を行なうときは、優先株式を有する株主(以下本章において「優先株主」という。)または優先株式の登録質権者(以下本章において「優先登録質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下本章において「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下本章において「普通登録質権者」という。)に先立ち、1株につき年12円を限度として優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>利益配当金</u>(以下本章において「優先配当金」という。)を支払う。</p> <p>当社は、優先株主または優先登録質権者に対して、中間配当は行なわない。</p> <p>ある営業年度において、優先株主または優先登録質権者に対して<u>支払う利益配当金の額</u>が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>優先株主または優先登録質権者に対して、優先配当金を超えて配当は行なわない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第13条 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対して、普通株主または<u>普通登録質権者</u>に先立ち、1株につき400円を支払う。</p> <p>優先株主または優先登録質権者に対して前項のほか、残余財産の分配は行なわない。</p> <p>(議決権)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>(買受および消却)</p> <p>第15条 当社は、いつでも法令に従って優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき<u>利益</u>をもって当該買受価額により消却することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 の 2 優 先 株 式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 当社は、<u>第44条に基づく剰余金の配当</u>を行なうときは、優先株式を有する株主(以下本章において「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下本章において「優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下本章において「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下本章において「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株につき年12円を限度として優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>剰余金の配当</u>(以下本章において「優先配当金」という。)を行なう。</p> <p>当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対して、中間配当は行なわない。</p> <p>ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して<u>行なう剰余金の配当の額</u>が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>優先株主または優先登録株式質権者に対して、優先配当金を超えて配当は行なわない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第14条 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または<u>優先登録株式質権者</u>に対して、普通株主または<u>普通登録株式質権者</u>に先立ち、1株につき400円を支払う。</p> <p>優先株主または優先登録株式質権者に対して前項のほか、残余財産の分配は行なわない。</p> <p>(議決権)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(買受および消却)</p> <p>第16条 当社は、いつでも法令に従って優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき<u>剰余金</u>をもって当該買受価額により消却することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(償還請求権)</p> <p>第16条 優先株主または優先登録質権者は、発行に際して取締役会の決議で定める償還を請求し得べき期間(以下「償還請求期間」という。)において、当該請求がなされた<u>営業年度の前営業年度</u>における<u>配当可能利益</u>の2分の1の額を限度として、その保有する優先株式の一部または全部の償還を請求することができる。当会社は、償還請求期間満了の日から1ヶ月以内に償還手続を終了させるものとし、償還の対価として優先株式1株につき発行価額相当額を支払うものとする。なお、償還請求の総額が、上記の償還のための限度額を超える場合は、各償還請求額の割合に応じ、これを償還する。</p>	<p>(償還請求権)</p> <p>第17条 優先株主または優先登録株式質権者は、発行に際して取締役会の決議で定める償還を請求し得べき期間(以下「償還請求期間」という。)において、当該請求がなされた<u>事業年度の前事業年度</u>における<u>分配可能額</u>の2分の1の額を限度として、その保有する優先株式の一部または全部の償還を請求することができる。当会社は、償還請求期間満了の日から1ヶ月以内に償還手続を終了させるものとし、償還の対価として優先株式1株につき発行価額相当額を支払うものとする。なお、償還請求の総額が、上記の償還のための限度額を超える場合は、各償還請求額の割合に応じ、これを償還する。</p>
<p>(転換予約権)</p> <p>第17条 (省略)</p>	<p>(転換予約権)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>(普通株式への一斉転換)</p> <p>第18条 転換請求期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、優先株式の1株の発行価額相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値が、優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときは、優先株式の1株の発行価額相当額を当該上限転換価額で、当該決議で定める下限転換価額を下回るときは、優先株式の1株の発行価額相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法</u>に定める1株に満たない端数に関する処置に準じてこれを取扱う。</p>	<p>(普通株式への一斉転換)</p> <p>第19条 転換請求期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、優先株式の1株の発行価額相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値が、優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときは、優先株式の1株の発行価額相当額を当該上限転換価額で、当該決議で定める下限転換価額を下回るときは、優先株式の1株の発行価額相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法</u>に定める1株に満たない端数に関する処置に準じてこれを取扱う。</p>
<p>(新株引受権等)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(新株引受権等)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第20条 (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議長) 第21条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議方法) 第22条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</p> <p>(議決権の代理行使) 第23条 株主は、議決権を行使することができる当会社の他の株主に委任してその議決権を行使することができる。</p> <p>(議事録) 第24条 株主総会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名してこれを保存する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の定員) 第25条 (省略)</p> <p>(取締役の選任) 第26条 (省略) 取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行なう。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第22条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第24条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法) 第25条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</p> <p>(議決権の代理行使) 第26条 株主は、議決権を行使することができる当会社の他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の定員) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任) 第28条 (現行どおり) 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)  第27条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。  (省略)</p>	<p>(取締役の任期)  第29条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役)  第28条 当社の代表取締役は、取締役会の決議により、第29条の役付取締役中よりこれを選任する。</p>	<p>(代表取締役)  第30条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>
<p>(役付取締役)  第29条 取締役会の決議により、取締役中より会長、社長各1名および副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(役付取締役)  第31条 取締役会は、その決議によって、会長、社長各1名および副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)  第30条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)  第32条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p>
<p>(新 設)  (取締役会)  第31条 (省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)  第33条 当社は、会社法第370条の要件をみたしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)  (取締役会)  第31条 (省略)</p>	<p>(取締役会)  第34条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)  (取締役会)  第31条 (省略)</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)  第35条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、金500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会  (監査役の定員)  第32条 (省略)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会  (監査役の定員)  第36条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任)  第33条 (省略)  監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行なう。</p>	<p>(監査役の選任)  第37条 (現行どおり)  監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第36条 (省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第38条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第39条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 <u>当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第42条 <u>当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、金500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第37条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 <u>利益配当金は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という)</u>を行なうことができる。</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当会社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行なうことができる。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第40条 利益配当金または中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第46条 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>未払の剰余金の配当には利息をつけない。</p>

以 上